

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害による被災者のみなさまへの支援について

このたびの令和8年台風第25号に伴う災害により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（※）にお住まいのお客さまに対し、ご本人確認が出来ることを前提に以下の対応を図ってまいります。

- ・ みずほ証券カードや届出印等を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・ お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（※）最新の適用市町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

<本件に関するお問い合わせ>

みずほ証券コールセンター：0570-000-324（ナビダイヤル）

（受付時間：平日 8:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 日・祝休業）

以 上